

教育委員会定例会会議録

令和6年6月20日（木）

教育委員会定例会会議録

令和6年6月20日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案の追加が3件ございます。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。それではただ今から6月定例会を開催いたします。日程第1、教委請願第1号、職員及び請負会社など施設管理権が及ぶ全ての関係者のマスクの着用の禁止を求める請願を議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1、教委請願第1号、職員及び請負会社など施設管理権が及ぶ全ての関係者のマスクの着用の禁止を求める請願について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は3ページから5ページでございます。

本請願は、令和6年5月16日付で教育委員会宛てに提出されたものでございます。

請願の内容につきましては、請願書に記載の通り、職員及び請負会社など施設管理権が及ぶ全ての関係者のマスクの着用の禁止を求めるものでございます。ご説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。質問等はございませんでしょうか。

それでは、特に質問がないようですので、採決に当たりまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○赤坂委員 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より、感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症、5類感染症へと変更されていますよね。このことから考えまして、今の状況からマスクをする、しないということについては、これは強制するものではないと私は考えます。

よって私はこの請願のご意見には賛同できません。以上です。

○伊藤委員 私も同意見です。赤坂委員と同じです。

令和5年2月10日付の厚生労働省の事務連絡においても、マスクの着用については、着用は個人の判断にゆだねるということを基本とするとしていることもありまして、赤坂委員と同意見でございます。以上です。

○大森委員 私も赤坂委員、伊藤委員と同じように考えております。以上です。

○中馬委員 私も皆様がおっしゃられた通りで、同意見でお願いいたします。

○教育長 それでは私からも意見を一言申し上げたいと思います。

私も委員の皆様と同じようにですね、今の状況を踏まえまして、マスクをする、しないのどちらも強制する必要があるとは思えないところです。

今回の請願につきましては、採決すべき内容ではないと考えております。

私からは以上でございます。

他にご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは一通り意見が出揃いましたので、本請願の採択について決をとりたいと思います。

皆様のご意見から、日程第1、教委請願第1号、職員及び請負会社など施設管理権が及ぶ全ての関係者のマスクの着用の禁止を求める請願につきましては、不採択としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、不採択といたします。

次に、日程第2、教委議案第45号、茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第2、教委議案第45号、茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書はその2、3ページから7ページまでとなっております。

4ページをお開きください。

本案は、公印の新調、改刻及び廃止に関する事項の専決権者を見直すことにより、事務の合理化を図るため提案するものでございます。

改正する規程の概要につきましては、別表関係として、公印の新調、改刻及び廃止に関する事項の専決権者を課長とすることとしました。

また、この規定は公表の日から施行することとしております。

5ページ以降は、改正の案文、新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委議案第45号、茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の

一部を改正する訓令については原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第3、教委議案第46号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3、教委議案第46号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書その2、8ページから13ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、12ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校、東海岸小学校、第一中学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は、令和6年7月1日といたします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委議案第46号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置については原案の通り設置することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に日程第4、教委議案第47号、令和7年度使用小学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4、教委議案第47号、令和7年度使用小学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてについて、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書その2、14ページをご覧ください。

本年度は、令和7年度使用中学校教科用図書の採択年度に当たっておりますが、令和7年度使用小学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、継続採択年度となっておりますので、現在使用中の教科用図書と同一のものを採択することが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法律施行令第15条1項において、規定されております。

従いまして、本委員会におきまして、5月の定例会でご審議いただき可決いただいております、令和7年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針に基づき、令和7年度に使用する小学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、15ページから16ページにお示しした、令和6年度使用の教科書を採択いただきますよう、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4、教委議案第47号、令和7年度使用小学校及び特別支援学級教科用図書の採択については、原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に日程第5、教委議案第39号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第5、教委議案第39号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申について、社会教育課長より御説明します。議案書は6ページから8ページとなります。

本件は、文化財保護法第109条に基づき、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡の史跡への追加指定を文部科学大臣に意見具申を行うものです。

議案書7ページを御覧ください。

古代の郡衙跡である下寺尾官衙遺跡群は、現在約 6 万 380 平方メートルが国史跡に指定されています。また、同じ場所に重なる、弥生時代の環濠集落跡である下寺尾西方遺跡は、現在約 5 万平方メートルが国史跡に指定されています。

この度、史跡指定地に近接する 7 地点について、遺跡が残存する可能性が明らかとなったことから、地権者の史跡指定についての同意をいただき、史跡追加指定の意見具申を行うものがございます。

追加指定の面積は、下寺尾官衙遺跡群が 1,290.96 平方メートル、下寺尾西方遺跡が 743.96 平方メートルとなります。

議案書 8 ページを御覧ください。

今後の動向としましては、秋口に国の文化審議会の審議を受け、年明けに指定の告示がされる予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の程、お願いします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 5、教委議案第 39 号 国指定史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申について」は原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第 6、教委報告第 26 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 6、教委報告第 26 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条 2 項の規定に基づき、10 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立萩園中学校 3 名の委員を専決処分したものでございます。

なお、委員の委嘱期間につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までといたします。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第6、教委報告第26号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題につきましては、予算に関する案件等がございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開とさせていただきます。傍聴の方はご退席願います。

それでは、日程第7に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後3時16分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和6年6月20日

教育長

委員

委員

委員

委員